

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【公表番号】特表2013-545858(P2013-545858A)

【公表日】平成25年12月26日(2013.12.26)

【年通号数】公開・登録公報2013-069

【出願番号】特願2013-543487(P2013-543487)

【国際特許分類】

C 08 L	23/12	(2006.01)
C 08 L	23/08	(2006.01)
C 08 L	53/02	(2006.01)
C 08 K	3/32	(2006.01)
C 08 K	5/52	(2006.01)
C 08 K	5/49	(2006.01)
C 08 K	5/3477	(2006.01)

【F I】

C 08 L	23/12
C 08 L	23/08
C 08 L	53/02
C 08 K	3/32
C 08 K	5/52
C 08 K	5/49
C 08 K	5/3477

【手続補正書】

【提出日】平成25年11月20日(2013.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

A.

1. 5～45重量パーセントのポリプロピレン、および  
2. (A)(1)のポリプロピレン以外の5～80重量パーセントの熱可塑性エラス

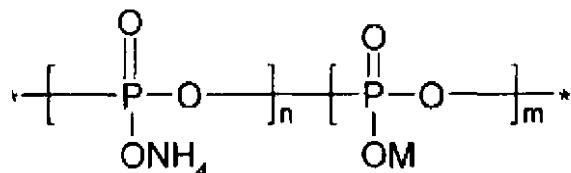
トマー(TPE)

を含むポリマーブレンドと、

B.

1. 式1

【化7】

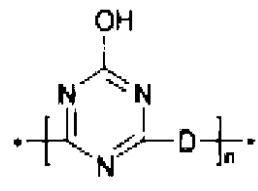


(1)

[式中、Mはメラミン、モルホリン、ピペラジン、ピペリジン、アルキルヒドロキシルおよび

式2

【化8】



(2)

のトリアジンポリマーの少なくとも1つである

(式中、Dはヘテロ環式部分またはポリアミン部分であり、mおよびnは独立して整数であり、その合計(m+n)は1000未満である)]の化合物、または

2. リン酸ピペラジン

の少なくとも1つを含む、

1~70重量パーセントの発泡性難燃剤と

を含む組成物。

【請求項2】

(A)(1)のポリプロピレンが耐衝撃性改質ポリプロピレンであり、TPEがスチレンブロックコポリマー、エチレン系エラストマーまたはラストマー、エチレンブロックコポリマー、およびプロピレン系ラストマーまたはエラストマーの少なくとも1つである、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

発泡性難燃剤が、1つまたは複数のハロゲンフリーの有機ホスホン酸、ホスホネート、ホスフィネート、ホスホニト、ホスフィニト、ホスフィンオキシド、ホスフィン、ホスフィット、ホスフェート、窒化リン物、リンエステルアミド、リン酸アミド、ホスホン酸アミド、ホスフィン酸アミド、メラミンおよびメラミン誘導体、ペンタエリトリトール、イソシアヌル酸トリグリセリド、ノボラック、ならびに金属酸化物または金属塩をさらに含む、請求項1または2のいずれかに記載の組成物。

【請求項4】

請求項1に記載の組成物から作製される、ワイヤまたはケーブル用シース。

【請求項5】

請求項4に記載のシースを含む、ワイヤまたはケーブル。